

附 則
この要項は、告示の日から施行する。

熊本県告示第 458 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 15 年 4 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 4 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路線名	指 定 す る 道 路 の 部 分	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字牛島 3708 番 地先から 同 所 字鶴田 3506 番 1 地先まで	4.7	261.6
"	"	球磨郡多良木町大字多良木字鶴田 3572 番 地先から 同 所 同 字 3573 番 地先まで	4.7	97.4
"	"	球磨郡あさぎり町須恵 5121 番 2 地先から 同 所 同 字 5112 番 1 地先まで	4.7	112.0
"	"	球磨郡あさぎり町須恵 5112 番 1 地先から 同 所 同 字 5187 番 1 地先まで	4.7	448.3
"	"	球磨郡あさぎり町須恵球磨川左岸堤外地内	4.8	37.6
"	"	球磨郡あさぎり町須恵 5485 番 地先から 同 所 同 字 5627 番 地先まで	4.7	408.8

2 指定する期日 平成 15 年 4 月 25 日

熊本県告示第 459 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 4 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 4 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡多良木町大字多良木字牛島 3708 番 地先から 球磨郡あさぎり町須恵 5627 番 地先まで	1,688.8	自 転 車 道 整 備

2 供用開始する期日 平成 15 年 4 月 25 日